

[研究論文]

# 準戦時体制下の市川房枝

—日本型ジェンダー・ポリティックスの創生—

進藤 久美子 (本学国際社会学部 教授)

はじめに

—フェミニスト市川房枝の「戦争協力」

## I 準戦時体制下の両義的婦選の論理

- (1) 女性政策提示の仕方と変容する婦選の論理
- (2) 体制批判—反軍拡、反ファシズムと婦選
- (3) 婦選の体制的価値へのすり合わせ —生活者の視座の導入

## II 反体制の婦選活動

- (1) 全日本婦選大会と平和の希求
- (2) いまひとつの平和を求める婦選の活動 <以上前号>

## III 体制的価値の導入と婦選活動の新展開 <以下本号>

- (1) 台所と政治を結ぶ新領域の開拓
- (2) 選挙と政治浄化運動
  - a) 選挙革正運動への取り組み—婦選団体聯合委員会を軸に
  - b) 選挙肅正運動への参画—選挙肅正婦人聯合会の立ち上げ
- (3) 母子保護法制定運動へのとりくみ

おわりに

—日本型ジェンダー・ポリティックスの創生に向けて

### Ⅲ 体制的価値の導入と婦選活動の新展開

#### (1) 台所と政治を結ぶ新領域の開拓

##### 生活領域の問題と婦選運動の新しい課題

準戦時期市川たち婦選の女性は、婦選運動本来の男女同等の政治的権利の要求が困難になる中で、生活領域の問題を運動の新しい課題に取り入れ、自治体の政治に関与するようになった。先に指摘したように生活者としての社会的活動は、保守的社会が唯一容認する女性たちの活動領域であった。さらに満州事変以前、二度にわたって婦人公民権案が衆議院を通過し、女性たちが地方政治に参加する事を認める社会的趨勢が形成されていた。

この時期婦選運動が取り入れた生活領域の新しい課題は、三つの領域に亘っている。第一は、卸売市場の単複問題であり、第二はゴミ処理問題、そして第三が女中税・小市民税反対運動である。これら三つの問題は、食材の値段、廃棄物処理、税金等のいずれも女性たちが生活者として主体的に生きるために護らなければならない生活領域の争点であった。

と同時に婦選の女性たちが取り上げた生活関連の問題は、ゴミ処理問題のように、都市化が進展する中で自治体側が女性たちの積極的な参画と協力を必要としている問題でもあった。問題意識を共有する自治体の男性職員との共闘を通して、婦選の女性たちは、公民権を持っていなかったにもかかわらず、次第に自治体の政治に関与するようになり、女性の価値と利益を政策に反映させる一路を作りあげていった。さらにこの共闘を通して示した婦選の女性たちの能力と実績は、女性たちの「政治的能力」が社会的認知を受ける契機となった。

こうした準戦時期に婦選の女性たちが構築した自治体職員との人的

ネットワークは女性たちの社会的貢献がより一層必要となった戦時期社会で、婦選の女性たちが生活関連の国策委員に登用された一因となった。

### 市民運動の開拓—ガス料金値下げ運動

生活領域の問題を女性たちが取りあげたのは、1929（昭和4）年後半、東京市におけるガス料金値下げ運動が最初であった。

1928（昭和3）年末東京市会は、望月圭介内相に解散を命じられた。その年の2月に行われた初めての男子普通選挙の結果、大量の疑獄事件が起り、定員の3分の1強の市会議員が拘留されたためであった。翌29年4月、市政一新のための第二回普通選挙が挙行され、新しく開催された市会は、4月10日、ガス料金の値下げ並びに計量器使用料の撤廃に関する建議案を満場一致で可決した。<sup>1</sup>

当時東京ガス会社は、独占企業で市と契約関係にあり、ガス料金の設定、増資には市会の許可を必要としていた。しかし東京ガスは市議会の値下げ要求を無視し、逆に市に対して増資要求を行った。<sup>2</sup>

この問題を即座に取り上げたのが、男子普通選挙による先の二つの市会選挙に積極的に取り組んでいた獲得同盟であった。市川は次のように記している。<sup>3</sup>

私どもは早速この問題をとらえ、五月二日夜、馬島新市会議員を招いて勉強し、翌五月三日、家庭の消費経済を預かる婦人の立場から、一、ガス料金の五十銭値下げ、二、量器損料の会社負担、三、引込み料金一切の会社負担、四、増資反対の声明書を発表、運動に着手した。

まず獲得同盟は、問題意識を共有する左右両翼の女性組織の団結を計り、婦人市政研究会、社会民衆婦人同盟、婦人参政同盟と「ガス問題婦人団体協議会」を設置した。同協議会は、市長や東京ガス会社訪

間、ビラまき、演説会などを行なった。<sup>4</sup>

獲得同盟はさらに運動を拡大するため男性の議員や男性組織との連携を模索した。当時市議会では、堺利彦（無産大衆党）、島中雄三（社会民衆党）等が無産市議団を組織し、ガス料金の徹底値下げ案の上程を試みていた。獲得同盟は無産市議団、ガス料金値下期成同盟、ガス料金値下要求同盟等の男性組織と「ガス料金供託同盟」を結成し、ガス料金不払い運動を展開した。同同盟の代表に吉野作造、会計監督には市川と無産市議団がなった。<sup>5</sup>

1929年、半年間に亘って展開された同運動は、ガス料金の値下げと計量器損料撤廃は取り上げられないまま、東京ガスの増資が却下され、終止符を打った。<sup>6</sup>しかし獲得同盟は、この運動を通して、市民的問題への関心と憂慮を共有する、党派を問わない男女の市民組織や議員との共闘を経験し人的ネットワークを作り上げていった。さらにはガス料金供託など市民的不服従の活動など、いわゆる市民運動の戦略を学習した。

実際この運動を通して獲得同盟の得た運動戦略は、準戦時期婦選の女性たちが従事した女中税・小市民税反対など他の同様の運動で生かされていった。

### 東京婦人市政浄化聯盟のたちあげとゴミ処理問題

東京府は、1932（昭和7）年10月1日、隣接の5郡32町村を合併し、人口5百万の世界第二の大都市、東京都に再編成された。翌33年3月16日、大東京の市会議員選挙が予定された。市川はこの東京市会選挙の革正に取り組むため、第4回全日本婦選大会の後援6団体—獲得同盟、基督教婦人参政権協会、婦人参政同盟、無産婦人同盟、国民婦人会、子供の村お母様学校—に呼びかけ、33年3月4日、東京婦人市政浄化聯盟（以後市政浄化聯盟と略）を立ち上げた。<sup>7</sup>

市川は、婦選運動にかねてからゴミ問題を取り上げることを考えていた。そのためこの浄化聯盟の立ち上げは単に、選挙革正だけを目的とするのではなく、選挙後の東京市の問題を取り上げるための運動体を意図していた。

浄化聯盟は選挙後の5月、深川区枝川町のゴミ処理工場から上がる煤煙が近隣の市民生活を侵し問題になっている事をキャッチし、当該問題を選挙後の運動に取り入れることを決定した。

まず5月11日市川たち婦団聯の代表は、新市会で選挙された牛塚虎太郎新市長を訪問し、要望書を手交した。同要望書は、市会議員の大名旅行の禁止、市吏員の任命に際し市会議員の容喙を禁じる事等と共に、婦人方面委員、婦人吏員の増加や、「婦人の意志を市政に反映」させるため「婦人の諮問委員会を組織する」ことを要望した。特に「目下問題となりつゝある塵芥処理問題の解決には婦人を参加協力」させることを要請し、牛塚市長の同意を得た。<sup>8</sup>

翌5月12日婦団聯は、東京市保健局清掃課の課長岸寿喜から当該問題に関するブリーフィングを受け、日本橋箱崎町のごみ取り扱い所と問題となっていた深川区ゴミ処理工場、さらには古石場の露天焼却場を見学した。<sup>9</sup>

5月22日市川は、YWCAに都下の婦人団体を招待し、「塵芥処理問題懇談会」を開催した、同懇談会には婦団聯の6団体の他、家庭購買組合、新宿消費組合、四谷婦人会の9団体が参加した。<sup>10</sup>

懇談会には、市から宮川宗徳保険局長が参加し実情を説明した。それによると、当時旧東京市内から一日30万貫相当の塵が排出されていた。そのうち20万貫を工場で焼却し、残りの10万貫を露天焼却していた。さらに東京市は、特定の区域でこの昭和8年から厨芥と雑芥の選別処理を開始していた。

同日の懇談会では、「台所を預かる主婦の立場で塵芥量の減量、厨芥

〈台所の生ゴミ〉と雑芥〈燃えるゴミ〉の選別処理の徹底」を計るための実際運動を行うことが合意された。翌5月23日浄化聯盟は、ゴミ選別処理の実際運動を起こす旨の声明書を発表し、ゴミの選別処理の呼びかけを行った。<sup>11</sup>

さらに6月14日、協議会が開催され、どのような実際運動を起こし、市のごみ政策に協力するかが話し合われた。その結果市が、ゴミの選別処理をしている地域で、ゴミ問題講演会を開催し、地域住民の啓蒙運動をすることを決定した。<sup>12</sup>

講演者として市側は、岸課長、宮川局長が参加する事を了解した。しかし当時市は、啓蒙のためのゴミ処理の映画を用意していなかった。そこで、金子しげりは急遽、ゴミ問題をやさしく解題した芝居の脚本『お春さんの夢』を書き、講演会と共に、市川たち婦選の女性が素人芝居を演じることが決まった。<sup>13</sup>

かくして7月市川たちは、牛込、麴町、深川、本郷の6カ所の小学校で講演会と素人芝居の会を開催した。「いずれも五、六百人の入場者で子供づれも多く大喝采を博した」。<sup>14</sup>

一方清掃課は8月ゴミの映画「塵も積もれば」を製作することを決め、市川たちは「その内容について注文を付けただけでなく、四谷婦人会の人々」が映画に出演した。<sup>15</sup>

婦選の女性たちが問題を掘り起こし、その解決に向けて市当局に提案し、市との協力で、女性たちの意見を反映させながら問題処理にあたる。このゴミ処理問題に対する取り組みは、婦団聯が自主性を維持しながら市当局との密接な協力関係で、生活関連の問題の実際運動を起こした典型的な例であった。

市川は『自伝』に「ゴミ問題への協力を感謝してか、八月四日、私ども浄化聯盟のもの約三十名が宮川保険局長から清澄公園に招待された」と記している。<sup>16</sup>

## 女中税・小市民税反対運動

ゴミ処理問題が一段落した浄化聯盟は、翌1934（昭和9）年1月10日に発表された東京市の増税案の中の特別所得税及び傭人税に反対する事を決議し、市の財務調査委員会に陳情した。<sup>17</sup>さらに1月18日、市政会館内の東洋軒に市内の16団体の代表を招いて小市民税及び女中税反対協議会を開催した。<sup>18</sup>市川は特別所得税、傭人税をそれぞれ小市民税、女中税と呼ぶことに関して以下のように説明している。<sup>19</sup>

私どもが特別所得税を小市民税と呼ぶのは、国税としての所得税が免除されている年収六百円から千二百円までの低所得市民に課税しようとするからである。又傭人税は、・・・大部分が女中であることは確かで、その傭主に課税しようとしているが、・・・当時の家庭の状況から考えて、女中ひとりはずいいたくではないとして反対したのであった。

1月18日の同協議会で婦団聯の提案は万場一致で採択され、小市民税、女中税反対婦人協議会が結成された。今まで婦選運動に参加しなかった警察官家庭婦人協会、婦人同志会の代表も集まり、翌19日、内務省の大村財務課長、牛塚東京市長に要望書を手交した。しかし、27日、財務委員会は、特別所得税の免税点を六百円から七百円に引き上げると同時に傭人税は、一人使用の場合を五円から三円に引き下げただけの原案を決定した。

市川たちは直ちに、先のガス料金値下げ運動の場合と同様に、婦人団体以外の増税反対運動に取り組んでいる男性たちの団体との共闘を企画した。そして東京交通労働組合、東京市従業員組合、社会大衆党の東京支部聯合会に働きかけ、1月30日、小市民税反対協議会（2月6日、勤労市民税反対協議会と改称）を立ち上げた。<sup>20</sup>

勤労市民税反対協議会は、事務所を獲得同盟事務所に置き、内務当局、市会議長、市会の予算委員長、市長へ反対陳情を行い、反対声明

書を全市議へ送付した。さらに反対演説会のビラとポスターを各団体に配布し、2月19日の帝大仏教青年会での反対演説会を筆頭に、市民大会開催、市民大会の決議を予算委員長に提出等々の活動を短期間に矢継ぎ早に展開していった。<sup>21</sup>

市川は、社会大衆党の堺真柄とそれ等全ての活動に参加した。そうした一連の運動の結果、東京市内35区の内25区の市会で反対決議がなされ、予算委員会に陳情した。

この小市民税・女中税反対運動は、大きな成果をもたらした。市民と区会の示威活動で東京市会が変化した。その結果、特別所得税は、免税点を六百円から八百円に挙げ、税率を八百円は百分の八から百分の五に低められた。さらに傭人税は、女中一人五円は免除となり、二人、三人の場合は税率が低められた。

同案は3月30日、市会に上程され、予算委員会の修正通りに可決された。同日市会に勤労市民税反対協議会各団体から50余名が傍聴した。

## 東京卸売り市場の単複問題

準戦時期婦選運動が取り上げたいま一つの生活関連の問題が東京市の卸売り市場問題であった。同運動を通して市川たちは初めて政策決定過程と政策施行過程の両面で、女性たちの利益と価値を反映させる事に成功した。

当時東京市は築地河岸に鉄筋コンクリート建ての中央卸売市場を新築中であった。震災で被災し、バラック営業していた魚市場や野菜市場等を一カ所にまとめ再建するためであった。

しかしその運営方法に関して、単複両論がせめぎあっていた。同市場で扱う魚や野菜などの問屋をまとめて一つの会社にする一単一論か、あるいは複数の会社にする一複数論かが問題となっていた。農林省、市当局、大半の問屋は単一の会社を希望していた。しかし買い出しの



小売商と市議員の一部が複数を主張していた。

市川は、1932（昭和7）年12月、社会大衆党の市議員馬島侗と魚小売商組合理事長の塩沢達三から、同問題に関して消費者の立場からどう考えるか聞かれた。馬島の案内で新築中の中央卸売市場を見学した市川は、「営利を目的とする問屋―卸売業者が単一で独占する事になれば、値段が高くなり、サービスが悪くなるのは必至で、消費者には重大問題だ」と理解した。<sup>22</sup>

そこで金子しげりと二人が世話人となり、12月20日、日比谷公園の松本楼で女性組織を招き、説明を聞く会を開いた。当日は婦団聯の仲間、消費組合、料理の先生、婦人記者等30名が参加した。説明を受けた後、消費者として単一には賛成できないので、新年に運動を起こす事が合意された。<sup>23</sup>さらに12月、1月二組に分かれ、魚市場の見学を行い、問屋側の意見を聴取した。<sup>24</sup>

翌1933年1月16日、松本楼で第2回会合が開かれた。卸売市場長荒木孟が、市側意見を説明した。市側は問屋側と同一意見で単一を主張していた。説明後、申し合わせが作成され、「現在の魚市場を単一会社に組織」し、「全市民の必需食料品である魚類の販売を独占」することは、「消費者の利益と相容れざるものとして」反対する事を表明した。さらに市が単一を主張するのは本来「消費者である市民の利益を考慮」すべきであるのに遺憾であるとした。<sup>25</sup>

7月中旬、市の調査委員会が業務規定案を発表した。それによると、魚類部一人、青果部二人、鳥類部一人、鳥卵部一人、獣肉部二十人と設定されていた。さらに市長がセリ参加希望者を許可する場合は、必ず関係卸売人、卸売組合に相談する事と明記されていた。同調査委員会の大半が卸売人であったため、先の市川たちの要望は完全に無視されていた。

市川たちはこれを受けて7月18日再度会合を開き、①「魚類部、鳥

類部、鳥卵部の卸売人の数を相当数の複数となすこと」、そして青果部も更に数を増し相当数となすこと、さらに②「せり参加許可の手續き中、卸売人の意見を徴するの項を削除すること」の申し合わせを作成し、全市議144人に送付した。

実務案は、7月20日、市会に上程された。同日市川たち各団体の代表数十名が市会を傍聴し、先の決議を議長の森俊制に手渡した。市会は上程された法案を直ちに委員会付託とした。

### 東京卸売り市場婦人団体協議会のたち上げ

ゴミ問題等への取り組みを通して市川たちは、生活関連問題は、世論の注意を喚起することが一番重要であることを熟知していた。そのためただ市会の決議を待つのではなく、実際運動に入ることを決定した。

獲得同盟東京支部、家庭購買組合婦人部、関東消費組合聯盟婦人部、大東京消費組合、四谷区婦人会、鶴巻町婦人会、婦人参政同盟、国民婦人会、社会大衆婦人同盟、子供の村お母様学校の10団体が集まり、連合運動の団体名を東京卸売り市場問題婦人団体協議会とした。同協議会には最終的に桜楓会購買組合、婦人市政研究会が加わり12団体となった。<sup>26</sup>

直ちに市長宛の請願の署名活動が始められた。そして東京市内各所で「お台所の一大事！魚や青物の値があがりさうです」「市会は単一派に買収されようとしている！台所を守る婦人の声を聞け」等と書かれたピラが配られた。

さらに小講演会を開催し、10月21日には協調会館で十銭の入場料で「中央卸売市場単一反対演説会」が開催された。講演会には市川、金子、山田わか等それぞれの団体からの代表が参加した。

運動を強化するため、この運動でもまた男性との共闘が試みられた。11月6日、消費組合、産業組合、市政調査会の男子代表を松本楼に招待

した。家庭購買組合から藤田逸男、大東京消費組合から広田金一、社会大衆党市会議員の浅沼稻次郎、阿部茂夫、青果小売商組合の大沢常太郎、さらに前市会議員馬島が出席、援助、協力の意思を確認した。<sup>27</sup>

11月22日、2万3千枚の請願書が牛塚市長に手交された。牛塚はこの動きを受けて24日、東京聯合婦人会の幹部と市場問題、税金問題に関する懇談会を開催した。<sup>28</sup>東京聯合婦人会には、協議会のメンバーであった獲得同盟、四谷婦人会、市政研究会、婦人参政同盟、桜楓会が所属していた。しかし東京聯合婦人会会長の吉岡の強い意志で市場問題をとりあげることはなかった。新婦人協会立ち上げのとき、吉岡から「そんなバカなことはやめなさい」と言われ、不信感を抱いていた市川は、『自伝』に次のように記している。<sup>29</sup>

吉岡氏は、婦人公民権実現近しとなった時、バスに乗り遅れないよう、保守的な名有婦人で新しい婦選団体「婦人同志会」を結成して政府側に協力したが、今度もまた乗り遅れないために、遅がけに飛び出し、当局に協力しようとしたわけである。

11月28日、男子側との2回目の会合が産業組合中央会で持たれ、男性側からの強力な支援を得た。まず産業組合中央会は11月30日、会頭の岡田良平の名で商相、農相あてに「販売組合連合会」を「中央卸売市場の卸売人」に指定したい旨の建議を行った。又12月1日には、全国消費組合協会代表7名が「卸売人の数を相当多数」にすること、さらに「消費者団体をセリ市場に参加」させることを要望した陳情書を、農林、商工、東京市長、東京府商工課長、市会委員会に提出した。<sup>30</sup>

こうした一連の示威活動の結果、12月23日、東京市会の調査委員会は、「急転直下」協議会の要求を入れた修正案を魚類部を三人以内、青果部は二人以内で成立させた。さらに買い出し人のセリ参加は自由と規定された。<sup>31</sup>

12月26日、修正案が市会にかけられた。市川たちが傍聴する中、単

一派の猛反対で市会は修正案を仮決定とし、流会となった。しかし最終的に翌34（昭和9）年2月15日、市会は修正案を本決定とし、翌16日予算市会上に上程し、同所でも可決された。<sup>32</sup>

### 政策施行に対する監視の導入

この運動で初めて市川たちは政策決定に女性の意思と利益を反映させただけでなく、政策の施行に関しても監視を続行した。

2月16日決定された業務規定を仔細に点検した市川たちは、「卸売人の員数、セリ参加の問題をはじめそこには市当局の運用によって左右し得る余地が幾多ある」ことを発見した。そのため3月10日、松本楼でさらに協議会を開き、「卸売人の員数並にセリ参加の問題は、業務規定決定の精神を実現する」ことを明記した『業務規定運用に関する決議』を万場一致で採択した。さらに12団体の代表者から市場問題婦人委員会を立ち上げ、監視を続行する事を決めた。<sup>33</sup>

現実に東京市の中央卸売市場問題は、運営規定を作る段階では、市川たち女性消費者の要求をほぼ完全に受け入れたが、その施行過程で単一派支持を明らかにしていった。

魚市場は単一派と複数派の二つの会社が設立されたが、市当局は単一派のみを認可した。それを受けて市場問題婦人委員会は、35年8月、会合を開き、商工省、東京府、東京市への陳情を行なった。さらに9月22日東京市内、8カ所でピラをまき、夜、協調会館で講演会を開催した。獲得同盟から市川と金子が参加し講演した。<sup>34</sup>

卸売場が完成し開場しても、魚の値段はかえって高騰した。36年5月市川たち市場問題婦人委員会は市場見学に行き、市当局と業者から事情聴取した。そうした状況下で東京府は、市の規定によってできていた卸売りの魚市場と魚問屋会社の合併を命令した。6月、市場問題婦人委員会は、「消費者の立場から、単一の独占会社に反対」であり、「魚

の値段が高くなった」ことを府当局に陳情した。さらに7月、単一反対の業者、卸売商組合と共同で、日本青年会館で演説会を開催した。

しかし府当局は7月13日、複数派の魚問屋会社に業務停止命令を出した。市場問題婦人委員会は、会合を持ち業務停止の即時解除、消費者、生産者の代表を加えた市場監視機関を設けることを府の経済部長に陳情した。この間小売商の買出人組合は単一派の魚市場会社の商品不買運動を始めた。一方で市場問題委員会は、不売運動を一般女性に広めるため「魚なしデー」を決め、30万枚のビラを配った。さらに12月には青年会館で市民大会を開き、市川は演説をした。

市会に上程された業務停止解除決議案は一票の差で複数派が勝利した。この間も買出人組合は不売運動を継続していた。最終的に業務停止命令が解除され、「魚市場振興委員会」が設けられた。当初市の原案では、生産者、卸売人、仲買人、買出人の代表で構成されることとなっていた。しかし市川たちの強い要望で消費者の代表もこれに参加することとなった。その間の事情を市川は次のように述べている。<sup>35</sup>

買出入と私どもとの強い要求によって消費者の代表も参加することに成功した。これは消費者としての婦人の存在を、自治体をして確認させたわけで、婦人運動の上から大きな獲物であったといってさしつかえあるまい。

## (2) 選挙と政治浄化運動

### a) 選挙革正運動への取り組み—婦選団体聯合委員会を軸に

#### 選挙と政治浄化運動

準戦時社会で女性たちが容認された社会的活動の第二の領域は、選挙と政治を浄化するための活動であった。選挙権を持たない女性たち

が、男性の行う選挙と政治の浄化を試みる。欧米社会の女性参政権運動には例を見ない婦選運動に固有なこの活動は、軍ファシズムが席卷する反動的社会で運動の生き残りをかけて展開した婦選運動のいま一つの活動領域であった。

この時期市川は、生活領域に留まり社会的経験を持たない女性は、利益追求の男性とは異なり純真であり、女性たちの参画が政治の汚濁を浄化する事に繋がると、繰り返し主張していた。その主張は、男女の役割分担と社会的住み分けに至上価値を置く家制度下の保守的女性観に沿った形で、婦選の意義を再構築したものに他ならなかった。

と同時に婦選の選挙・政治浄化への取り組みは、その活動を通して政治的権利を持たない女性たちの政治教育—政治意識高揚が意図されていた。そもそも日本の女性参政権運動は、その出発点から男女同等の政治的権利の要求と共に、女性たちへの政治教育を運動の目標の一つに組み入れている所に特色があった。

獲得同盟は1928年、初めての男子普通選挙に対し選挙協力と政治教育の二本柱で取り組む事を決め、女性たちに向けて、選挙を監視する事を呼びかけた。欧米社会に比べて市民的社会の未熟な日本社会で、現下の男性市民に対すると同様、選挙権付与後の「女性市民」への政治教育—公民教育が肝要と捉えられていたからであった。

準戦時期婦選運動家たちのそうした取り組みは、戦時期の活動に繋がる二つの重要な契機となった。第一に、その政治・選挙浄化活動は、女性の純真性を高く評価する反動的社会の女性観に合致し、婦選の女性たちが高い社会的評価を受けるきっかけとなった。その結果、政府が選挙粛正運動に取り組むようになると、同運動に多数の女性たちが組み入れられた。第二にこの活動を通して市川を初め婦選運動の女性たちが作り上げた人的ネットワークは、彼女たちの国策委員—国民精神総動員運動の調査委員会委員—への道を用意することとなった。

## 選挙革正運動から選挙肅正運動へ

市川たち婦選の女性たちが取り組んだ戦前の選挙浄化活動は、2期に分けられる。第一期は、1928年の第1回男子普通選挙から1932年の第3回選挙に至る期間の、国選、地方選レベルでの取り組みである。第二期は、1935年1月、政府が選挙肅正中央聯盟を設置し選挙肅正に乗り出して以降である。具体的に二期は、地方自治体レベルの選挙で、35年10月の府県会議員選挙以降であり、国選レベルでは翌36年の第4回男子普通選挙以降の期間である。

先に指摘したように戦前日本の女性参政権運動の特色は、運動の当初から、政治的権利を一切持たない女性たちが男子の行う選挙に係わって来たことにあった。当初女性たちの選挙協力は、少しでも多くの婦選支持の議員を議会に送ることに重点が置かれていた。しかし1930年の第二回男子普通選挙時には、婦選支持の議会趨勢ができあがっていた。そのため女性たちの選挙協力の意図は、選挙革正と、女性たちへの公民教育へと移行していった。この段階で市川たち婦選の女性たちが展開した選挙と政治を浄化する活動は、あくまで自主的なコミットメントであった。

一方で1935年政府が選挙法を改正し、選挙肅正に乗り出すと、それ以前の婦選の女性たちの功績が評価され、自主的な女性たちの選挙浄化の取り組みが、政府の官民一体でおこなう選挙肅正運動へと組み込まれていった。そのため従来第二期の選挙肅正運動への取り組みが、戦時期の国策委員としての活動の直接的契機として指摘されてきた。<sup>36</sup>

しかし婦選の女性たちの第2期の選挙肅正運動を体制への「取り込まれ」の契機として見る場合、次の二つの点が留意されなくてはならない。

第一に、後述するが市川の言説から判断して、その「取り込まれ」の発端は、女性の側からの働きかけによるものであったと云う事実で

ある。市川は政府の選挙粛正政策を、それまでの婦選の選挙時に於ける取り組みの延長上に位置づけ大いに歓迎した。そして、なんとか選挙権の無い女性と婦選を要求する自主的女性組織が政府の選挙粛正運動へ参加出来るよう働きかけていた。

この時点までに草の根の女性たちは、陸軍、内務省、文部省によってそれぞれ大日本国防婦人会（以下国婦と略）、大日本愛国婦人会（愛婦）、大日本聯合婦人会（聯婦）に統合されていた。政府はそうした女性たちを通して選挙粛正の官民一体の運動を意図していた。一方で市川は、それまで積極的に選挙浄化に取り組んできた獲得同盟等の自主的女性組織が政府の選挙粛正運動への参画を認めてもらうため、婦選とは関係ない組織として選挙粛正婦人聯合会を別個に組織し、そうした官製の女性組織と共に、政府の選挙粛正運動に積極的に係わっていた。

こうした価値を共有する運動に関して、たとえそれが戦争を遂行する政府が行うものであっても、あるいは半民半官の女性組織との共闘であっても、選択的、自主的に自ら飛び込んで行くというやり方が、市川の牽引した準戦時期婦選運動の戦略であり、それは戦時期も可能な限り維持されていた。

第二に、これまで分析の対象にされてこなかったが、婦選運動の第2期の選挙粛正運動へのかかわりは、戦時期の国策委員就任と活動のための人的ネットワーク構築と言った文脈から大きな意味を持っていた。実際、選挙粛正運動を担当していた選粛中央聯盟の中堅官僚との、この時の出会いと共闘が、市川をはじめ婦選の女性たちの戦時期の国策委員任命と活動へとつながっていた。

## 選挙と政治浄化活動の起点

準戦時期婦選の政治・選挙浄化運動は、1929年の東京市会選挙に始



まる。

28年末、田中義一内閣の望月圭介内相は、東京市会の解散を命じた。この年の8月、旧日本橋魚市場の魚販売に使われた板舟権〈魚の販売権〉の賠償問題をめぐり東京市会で買収疑獄が発生し、さらに京成電車の市内乗り入れや、市長選挙、市議会議長選挙、江東市場問題にからみ一連の疑獄事件が発生した。その結果多数の東京市会議員や衆議院議員が逮捕され、東京市会は定員88名のうち25名が拘留された。市会解散命令は、事態を重く見た望月内相が、市制162条に基づいて解散を命じたものであった。<sup>37</sup>市政一新のための選挙が、翌29（昭和4）年3月16日に予定された。

市川は、28年8月、ハワイで開催された第一回汎太平洋婦人会議に出席し、その後アメリカ本土にわたり大統領選挙の視察をしていた。東京市会の解散命令は、市川が12月に帰国して2週間後であった。すでに獲得同盟の幹部の間で当該問題を取り扱うことが話し合われていた。

獲得同盟の女性たちは、28年第一回男子普通選挙（衆議院選挙）で、女性の立場からの選挙応援を初めて経験した。同選挙では、婦選支持の男性候補の応援と女性たちの政治教育を二大目的としていた。しかし東京市会選挙は第一回男子普通選と様相を全く異にしていた。

市会選挙に女性たちが取り組む目的はあくまでも選挙と政治の浄化にあった。そのため市会解散命令当日行われた獲得同盟の中央委員会は、市会を浄化するため、①前市会議員を原則選出しないこと、②被疑者も含めて贈収賄、瀆職罪で刑に触れたものを選出しないこと、さらに③「貸座敷業者及び芸者屋、待合料理屋を営む者」を選出しないことを決め、声明書を発表した。<sup>38</sup>

1929年1月12日、市川と河崎なつは市政問題対策協議会の会合に参加し、先の声明書への協力を依頼した。同協議会は東京市政調査会が中心となって東京市政の刷新問題を取り上げていた。市川たちは同会

合で、獲得同盟の先の声明書の第二、第三の点についての全面的協力を取りつけた。

さらに1月19日、東京市在住の獲得同盟会員の会を開催し、東京市電気局長長尾半平の「東京市会と婦人」の講演の後、当該問題についての話し合いを持った。その結果市川を委員長として対市議選挙婦人委員会（以下対市議選挙委員会と略）の設置が決まった。<sup>39</sup>

### 選挙革正の方法論の設定

1月25日、対市議選挙委員会は会合を持ち、選挙に取り組む方針を決めた。婦選の女性たちはこの選挙を通して、女性の立場からの選挙革正の方法を作り上げていった。この時5つの戦略が建てられた。第一は「選挙法の励行、ポスターの制限、投票場の増加」の陳情を東京市長と警視庁に行う事、第二は、女性団体に棄権防止運動に取り組む事を要請し、有権者団体には立会演説会の開催を進める事、第三は、立候補者の経歴、政権を調査し、有権者に知らせる方法の検討、そして第四は、候補者推薦の基準と方法の検討であり、最後が選挙にかかる費用を「十銭袋」を作って募金する事とした。

同日夜、対市議選挙委員会は、読売講堂で第一回選挙婦選演説会を開催し、市川をはじめ小林珠子、河崎なつ、金子しげり、久布白落実、竹内茂代が演台に立った。

第一と第二の点に関して、対市議選挙委員会は、選挙法の励行や棄権防止運動への要請を盛り込んだ文書を印刷し、東京市の「千三百余の町会に送付、有権者への伝達方を依頼した」。さらに、男性有権者と女性に対する啓蒙運動の一端として、獲得同盟は女子英語塾〈現津田塾大学〉で、市政調査会の田辺定義の講演会を開催した。

第三の候補者の経歴、政権等の調査に関して、対市議選挙委員会は、候補者全員にアンケートを送付した。アンケートには、市政に関する浄

化の方法、ガス・水道の値下げやゴミ問題等東京市の抱えている問題、さらには婦人公民権に関する賛否など十項目の質問が問われていた。

さらに第四の推薦候補の基準の設定に関して、委員会は「新市会を監視し、これに新空気を注入する」人、「市民の幸福を増進してくれる」人を少数推薦することに決めた。この基準に基づいて、三輪田高等女学校校長の三輪田元道〈中立〉、堺利彦〈大衆〉、島中雄三〈社民〉、貴族院議員伯爵柳沢保恵〈中立〉、馬島 憊（社民）等の8名を推薦候補者に決定した。<sup>40</sup>

対市議委員会はまた応援の方法としてそれぞれの候補者の選挙区で委員会が独自に推薦演説会を開く事と、応援弁士を候補者の演説会に送る事を決定した。この選挙で対市議委員会から市川の16回を筆頭に、合計63回の候補者演説会への応援が行われた。<sup>41</sup>

さらに同委員会は、選挙前日を「市政浄化デー」と設定し、東京市政調査会と共に上野で集会、ビラ配布、デモ行進を行った。<sup>42</sup>

選挙の結果は、推薦候補者8名の中で三輪田、浅沼が落選したが、残りの6名が当選した。島中、堺、馬島の三氏は最高点で当選した。<sup>43</sup>選挙後対市議委員会は、当初の目的に沿って、新市会の監視と東京市政を研究するため「東京市会委員会」として存続を決議した。

### 選挙革正のさらなる方法

第4回全日本婦選大会後の1933（昭和8）年3月4日、同大会を主催した、獲得同盟、日本基督教婦人参政権協会、婦人参政同盟、無産婦人同盟、国民婦人会、こどもの国お母さま学校の6団体は、来たる3月16日の東京市会議員選挙についての話し合いを持った。先の市会選挙で政治と選挙の浄化問題に取り組んでいたにもかかわらず、東京市会の汚職は後を絶たなかった。市川は開催の動機を『自伝』に次のように記している。<sup>44</sup>

市会をめぐる数々の疑獄——それも私どもがその二年前に取り上げたガス会社の増資問題についての疑獄をはじめ、市会議長選挙疑獄、墓地疑獄、市長選挙疑獄、社会局疑獄、財務局疑獄、などに連座して起訴され、収監されている議員まで立候補している実情をみて、我慢ができなかったからである。

協議の結果、東京婦人市政浄化聯盟（市政浄化聯盟と略）を組織して、婦人の立場から市政浄化に乗り出す事が決まった。協議会で検討された具体的方法は、前回同様に立候補者へのアンケート調査、演説会、ビラ撒き、立て看板等であったが、新たに被疑立候補者への辞退勧告をする事が決まった。<sup>45</sup>

「市民は選ぶな醜類を」と「築け男女で大東京を」の二つのスローガンが決まり、婦団聯の事務所を獲得同盟の事務所に置いた。選挙当日まで10日の短い期間、各団体のメンバーは同事務所で毎日、立て看板、ポスター、たすきなどを大車輪で作成した。3月10日には、午後、ビラまき、夜、国民新聞社講堂で演説会を行った。

この選挙で婦選の女性たちが選挙浄化に向けて初めて開発したのが被疑立候補者への直接辞退勧告を働きかける事であった。市川は被疑者へ候補辞退勧告状を「奉書の巻紙」に書いた。

被疑立候補者は、前回の市会選挙で共闘した市政調査会の調査名簿から11人を割り出し、市会議長選の連座者4人には直接訪問して渡す事に、残りの7人は書留郵送した。

3月9日、市川と金子しげり、堺真柄、高橋千代、松村喬子、横倉広の6人が、森健二（深川、政友）の自宅を訪問した。森は、辞退勧告書を読むと「何だ！ 政治家が選挙のときに二百や三百の金をもらって何が悪い。いらぬお世話だ」と怒り出したが、新聞社の写真班を見つけると二階へ逃げようとし、その写真が夕刊に掲載された。

国枝捨次郎（深川、政友）は、同日の朝自発的に辞退届を出した事

を市川たちに伝えた。残りの山田種三郎〈浅草、政友〉と本田中三郎〈本所、政友〉は留守であった。郵送した立候補者の中で、浅川保平〈杉並、政友会〉は獲得同盟事務所に来て選挙妨害で市川を告訴すると脅した。

17日の選挙の結果は、市川たちが勧告状を持参したものは3人が全部落選、郵送した7人のうち3人が落選した。<sup>46</sup>

3月26日、市政会館の東洋軒に、アンケート調査で婦選を支持した新市議30名を招待し、懇談会を開催した。同懇談会では第4回全日本婦選大会の決議にしたがって、女性の方面委員、市の吏員の増加の要請がなされた。

5月11日、新市会議員の中から牛島虎太郎が市長に選出された。牛島市長は婦選の支持者であり、3月26日の懇談会でも女性方面委員や市の吏員の増加に賛同していた。市川は、堺、金子、加藤梅子と共に牛島を自宅に訪問し、女性の意思を市政に反映させるための諮問委員会の設置等の要望書を手交した。<sup>47</sup>

### 第3回男子普通選挙への取り組み

準戦時期市川たちは、地方自治体の選挙と同様国政レベルの選挙にも積極的に係わっていた。獲得同盟は、第一回男子普通選挙時（1928年）、女性の立場から男子普通選挙へ係わる目的を、婦選支持の候補者を多数当選させる事、さらに女性たちへの政治教育を行う事の2点に設定していた。しかし婦選支持の議会趨勢が出来上がっていた第二回普通選挙（1930年）では、その目的を選挙権を持たない女性たちへの政治教育に絞っていた。

第60議会解散後の1932（昭和7）年2月20日に施行された第三回男子普通選挙でもまた獲得同盟は、「婦人をして票無き事を自覚せしめる運動」を展開する事を決め、女性たちの政治意識高揚を目指した。女

性たちの政治意識高揚こそが、満州事変後暗転する婦選運動の復元力となると考えたからである

まず「与へよ一票婦人にも」が標語として設定された。そして選挙一週間前の2月13日を「婦選デー」とし、当日全国で一斉に宣伝ビラ貼り、立看板たてが行われた。婦選の女性たちは街頭でビラを配った。東京では同日夜、芝の協調会館で婦団聯主催の演説会を開催した。入場料十銭を取った会であったにもかかわらず、満員の人が集まった。<sup>48</sup>

選挙の結果は、政友会の圧倒的勝利であった。この選挙で政友会は、解散前の171から、一挙に304へと議席を増やした。その結果、衆議院463議席の絶対的多数を手にした。無産政党は前回同様の5名に留まった。

選挙前の2月13日朝日新聞に市川の談話「若し一票があつたなら私はこんな人に投票する」が掲載された。同所で市川は、まずは「婦人を選ぶ」と述べ、さらに「婦人問題や子供の問題等に理解があつて大いに努力する適当な人を出したい。つまり立候補してゐる人の中から選ぶといふよりも、私共が一等よいと思ふ人を立候補してもらつて、その人を擁立したいと思ひます」と、答えていた。<sup>49</sup>

市川が戦後展開した「出たい人より出したい人を」を標榜する理想選挙の萌芽が、この頃から芽生えている事に止目して置きたい。

## b) 選挙肅正運動への参画—選挙肅正婦人聯合会の立ちあげ

### 選挙肅正中央聯盟の組織化

獲得同盟の男子普通選挙への取り組みは、1935年10月8日に施行された府県会議員選挙をきっかけにその関与の質的意味が変化していっ

た。この選挙から政府が選挙粛正に乗り出す事を決め、女性たちの選挙と政治を浄化するそれまでの自主的活動が、政府の選挙粛正運動に組み込まれて行った。

1935（昭和10）年5月8日、政府は選挙粛正委員会令を公布し、6月18日、政府の外郭団体として選挙粛正中央聯盟（以後選粛中央聯盟と略）を発会させた。前年に制定された選挙法改正の中に、選挙革正を目指す選挙粛正委員会の設置が明記されていた。

委員会は、各都道府県に知事を会長に、県庁、司法からの代表、自治体の市長村長、府県会議員、代議士、教育家、実業家それに地域の名望家等30名で構成され、選挙粛正を官民一体で行うことを意図していた。もとより委員は有権者であったため、女性は除外されていた。

1928年第一回男子普通選挙の時から選挙革正運動に取り組んで来た市川たちは、政府がやっと思い腰をあげて選挙粛正に乗りかかったことを歓迎し、全面的な協力を決意した。『自伝』によると、市川はなんとか「婦人を参加せしむるよう関係者を説得」していた。<sup>50</sup>その結果、選粛中央聯盟の加盟11団体の中に文部省系の大日本聯合婦人会が唯一の女性組織として加えられた。さらに評議員に大日本聯合婦人会会長の吉岡弥生、同副会長守屋東、大日本聯合女子青年団理事長山脇房子、大日本聯合婦人会理事長島津治子、それに獲得同盟総務理事の市川の5人が任命された。<sup>51</sup>

市川は評議員候補として推薦した人ではなく自らが選ばれた事に対して、「この人たちと並べられるのはいやだったが、これも婦選の進出と考え、受けることにした」と記している。<sup>52</sup>

### 選挙粛正婦人聯合会のたち上げ

市川はまた選粛中央聯盟に、婦団聯を加えるよう要請していた。しかし婦選獲得を目的とする同委員会の加盟は認められなかった。その

ため獲得同盟は第11回総会后、選挙肃正特別委員会を設置し、7月1日第一回会合を開催した。

さらに翌日婦団聯の会合を開催し、対応を協議した。その結果、7月12日、婦団聯は婦選後援団体联合会と婦人評論家約40名を麴町平河町の宝亭に招待し、協力を依頼した。同会で選挙肃正婦人联合会（以後選肃婦人联合会と略）を別個立ち上げることが決まった。会長にはガントレット恒子が任命され、市川は書記となった。<sup>53</sup>

同会には選肃中央聯盟から斎藤実会長、永田秀次郎等幹部が出席していた。そのため選肃婦人联合会は、その場で選肃中央聯盟への加盟を申請し、直ちに認められた。すでに愛国婦人会も加盟団体となっていたので選肃中央聯盟加盟の女性組織は3団体となった。

市川は、選肃婦人联合会のたち上げに際して、選肃中央聯盟の常務理事田沢義舗から「選挙肃正運動の中で婦人参政権の要求をしないように」と釘を打たれていた。

市川は、「獲得同盟としては、いかなる圧力がかかろうとも婦選の要求は引込めはしない」、しかし「官製の政治団体選挙肃正中央聯盟それ自身への参加が、広義における婦選の獲得だと感ずるがゆえに、また代議政治を確立するために基礎固めとして選挙肃正は絶対に必要であると信ずるがゆえに一肃正の方法には意義があるが一えてその苦痛に堪えているのである」と、その心境を記している。<sup>54</sup>

## 初めての選挙肃正運動

選肃婦人联合会は、1935年10月8日に予定されていた府県会議員選挙に対して女性の側からの選挙肃正運動に取り組む事になった。

まず選肃中央聯盟との共同主催で第一回講演会が新橋演舞場で開催され、市川は講演した。さらに同選挙に対する標語を「選べ人物・い



かせ一票」と決め、「婦人と選挙粛正」と題したリーフレットを作成した。リーフレットには女性の側から見た理想的候補者の条件が6項目挙げられた。第一に「府県民全体の利益、幸福のために働く人」、第二に「贈収賄」「選挙違反」を行わない人、第三に「有権者を金銭、利権、情実」などで「誘惑しない人」、第四に「野次」「暴行」をせず、又妾を囲わない「品行方正」の人、第五が遊郭、待合を職業としない人、そして最後に「女や子供の事をまじめに考える人」が挙げられた。

さらに9月22日を「選挙粛正デー」と決め、全国の女性たちが一斉に街頭でビラを配布した。獲得同盟は、こうした一連の活動とは別に、前回の選挙で開発した、「醜類」の立候補辞退勧告を行うよう全国の獲得同盟地方支部に要請していた。<sup>55</sup>

10月8日、2府37県で行われた選挙で選挙違反は、4年前より2295件増加し、3654件に上った。一方で選挙違反をした人は、1530人減少し、7790人であった。<sup>56</sup>

市川は初めての男性と共闘した選挙粛正運動で、「特に婦人の協力がどの程度役に立ったかははっきりとはわからない」と述べる。又一部有識者から、選挙粛正運動が、「いい候補者をたて、その当選を期すると云う積極的運動」ではなかったため「結局既成勢力が漁夫の利を得た」という指摘があったと記している。<sup>57</sup>

## 二重の取り組み

1936（昭和11）年1月20日第68議会が解散され、第四回の男子普通選挙が2月20日に予定された。

選粛婦人聯合会が立ち上げられて以来、獲得同盟等の婦選の女性たちは、選挙時に二重の活動に従事する事を余儀なくされていた。一つは、婦団聯を通して従来通りの婦選支持の候補者への応援活動と、自主的婦選団体として開発した独自の選挙革正活動である。先の府県会

議員選挙で獲得同盟が地方支部に「醜類」の立候補辞退勧告をするように要請した活動等がそれに当たる。そしていま一つが、選肅婦人聯合会を通して愛婦、聯婦の女性たちと共同で行う選挙肅正活動である。

第四回男子普通選挙では先ず婦団聯が活動を開始した。同組織は解散翌日銀座の信華で会合を持ち、婦選支持の候補者への応援声明を出し、「我等はこの総選挙を通じて同志議員の獲得に努め、飽迄婦選の実現に邁進せんとするものである」と主張した。この声明を受け、獲得同盟は、「人格高潔」で婦選を支持し、議会で「婦人及び子供の利益」を守る候補者を推薦する事に決め、全国の地方支部に連絡した。

一方で選肅婦人聯合会は、先の府県会議員選挙を第一期運動と位置付け、来る第4回男子普通選挙を第二期運動としてさらに強力な運動を進めることを決め、35年12月11日、常任委員会を開催し、第2期の対策を討議した。さらに22日午後、東京市の婦人選挙肅正委員と会合し、夜選肅中央聯盟の参加団体である愛婦、聯婦の幹部と話し合いを持った。その結果、36年2月15日を「選挙肅正婦人強調日」とし、全国でそれぞれ行事をする事を決定した。

36年1月18日、選肅中央聯盟、東京府市、愛国婦人会、大日本聯合婦人会と婦選団体聯合会の代表が集まり、全国一斉の選挙肅正婦人強調日の行事を審議し、東京では2月14日に講演会を、15日に街頭でビラを配布することが決まった。

### 選挙肅正運動と女性たちの動員

男性の選挙肅正運動は、選挙運動が始まると、選挙活動と間違えられやすいため、各府県における活動は、36年1月末日で打ち切られた。しかし女性は有権者でないため女性の肅正運動は、その後も継続可能であった。そのため選肅中央聯盟は、内務省と連絡を取り、第68議会の解散前に、その旨を各府県総務部長に通達し、女性委員を任命して

いた。<sup>58</sup>

選肅中央聯盟が35年11月初めに調査したところによると、全国で女性を選挙肅正委員に任命した府県は18県で、総計664名に達していた。東京市は35年12月、中央選挙肅正委員会を設置し、市川をはじめ本野久子、久布白落実、山田わか等4名の女性委員を任命した。市川一人はさらに、常務委員に加えられた。35区には選挙肅正実行委員会を設け、60名の女性委員を任命した。<sup>59</sup>

選肅中央聯盟は、当初の聯婦の他に愛婦を加えていたが、陸海軍をバックとしていた国婦は、選肅中央聯盟への参加を「目的が違う」と言う理由で断った。市川は「選挙肅正運動は、ファッショ反対、議政政治の確立のための運動だから、それに反対の立場に在る軍が賛成するはずがない」と指摘する。<sup>60</sup>

市川はこの選挙で神奈川県の前山哲（社会大衆党）、愛知県の加藤鯛一（民政）、長野県の宮沢胤勇（民政）を応援し、全員当選した。何れも議会の婦選上程に協力した候補者であった。選挙肅正運動と混乱するため東京での応援はしなかった。

第4回男子普通選挙の結果は、民政党が205議席（前回127）、政友会171（前回242）、昭利会22、社会大衆党18（前回3）、国民同盟15、中立35であった。東京五区から労農無産協議会から出馬した加藤勘十は全国最高得点を獲得した。

市川は、「[[政友会が] 絶対多数から第二党に蹴落とされ、総裁を始め大物が落選するといった政友会のみじめな負け方は、要するに民衆からあいそをつかさされたのです」と指摘した。そして右翼議員の選出も少なかった点を指摘し、「4、5年来のファッショに民衆は押されて、あまりいい気持ちを持っていなかった、それが選挙に反映した」と分析した。さらに「選挙肅正によって買収が利かなくなった」ことを挙げ「今度の選挙では言論が唯一の武器だった」ため「政友会が敗れて無産党が勝っ

たのも言論が相当預かっていると思います」と締めくくった。<sup>61</sup>

## 婦選の女性たちと選挙粛正運動

国選レベルの選挙粛正運動に初めて婦選の立場から参加した市川は、「政府の干渉がほとんどなかったこと」を指摘した。そもそも市川は選挙粛正運動への参加を「代議制を守るため、そして女性たちへの公民教育のため」と前向きに捉え、満州事変以来低迷していた婦選運動を活性化させる絶好の機会でもあり、次のように述べていた。<sup>62</sup>

・・・昭和六年以来の反動の波によって、瀬戸際まで漕ぎつけた婦選運動を後退せしめたのであったが、その同じ反動の波に乗った議会政治の否認から巻き起こされた選挙粛正運動によつて、婦人は再び別な形に於て政治戦線におしだされたのである。

来たるべき次の段階は当然、婦選運動の大衆化で、そのための用意を忘れてはならない。

一方で戦争を遂行している政府の声かきの活動に婦選が巻き込まれることを懸念する声も又婦選の女性たちから上がっていた。例えば平林たえこは『女性展望』の「女性の社会時評座談会」で以下のように述べていた。<sup>63</sup>

今度の粛正運動を指導した婦人団と言うのは、地方では概ね愛国婦人会か女子青年団、聯合婦人会などで、殊に愛国婦人会の活動は目覚ましかつたらしく、政治教育の方ではプラスを取ってもせつかくの効果をその団体にさらっていかれ、・・・それが具体的には愛国婦人会の力、女子青年団の力、となつて示されては、必ずやも婦人の地位向上に役立つかどうかわからない。

こうした危惧、批判に市川は次のように答えていた。<sup>64</sup>

何のかのと批判はあつても黙つて粛正運動に手伝えばそこから生まれてくるものが大衆婦人の政治的自覚であるとすれば、選挙

肅正を見やってはられない。

## 2・26事件と新たな決意

1937年2月26日、歩兵1、3連隊の皇道派青年将校が1400人余の兵を率いて、国家改造を要求して首相、陸相、警視庁を襲撃した。岡田首相は危うく難をのがれたが、蔵相高橋是清と、内大臣斎藤実が殺害され、侍従長鈴木貫太郎が重傷をおった。総選挙の一週間後であった。

婦選のいま一度の起死回生を狙っていた正にその時、再び軍によるクーデターが起こった。市川は、「選挙の結果に少し気をよくして来るべき特別議会ではうんと盛返し運動をやらうと計画していた所へ、二・二六事件が突発した」と大いに慨嘆した。

当初事変によって軍政府が出来るのではないか危惧していた市川は、「曲がりなりにも広田内閣が成立する事によって辛うじて食い止めることができた」と安堵した。しかし同内閣が「実質的には軍政府と大して遠くないもので」、もはや軍の意向抜きに「何事も出来ない実情にある」こと、さらには選挙の結果が内閣に全く反映していないことを「之では何のための選挙であり、何の為の選挙肅正ぞやといたいのである」と批判した。市川は、「各方面に亘って現状の改革」の必要性は認めるが、その手段が「××〔軍部〕による専制ファッション政治であっては」ならない。「どこまでも諒解主義に立つ平和的な議会政治の確立にとってなされなければならない」と強く主張した。

事変後、獲得同盟は全代議士に、婦選についての問い合わせを行っていた。その結果、市川たちの予想に反して、「予想以上に婦選賛成者が多い」ことが分かった。市川は、「社会の秩序と平和を維持するため、婦人に参政権を与へよ」と回答した「某代議士」の言葉を紹介し、「私共は、予定通りに、運動をすゝめる積りである」と、決意を新たにした。<sup>65</sup>

## 東京府会議員及び東京市の新区区会議員選挙

東京府は、36年6月10日府会議員選挙を予定していた。同選挙に対しても婦選の女性たちは選挙粛正運動を行うことを決め、準備を進めていた。3月27日、選粛中央聯盟は山水楼に選粛婦人聯合会を招待し、協力を要請した。

一方東京府は、同年4月9日、松本楼に女性団体の代表を招待し、府として同選挙に向けて選挙粛正家庭化運動を起こしたいと、その協力を要請した。具体案を諮問された女性団体は、選挙粛正婦人聯合会が中心となり、東京YWCAで4月30日、各区に任命されていた選挙粛正委員を招請し検討会を開催した。<sup>66</sup>

同会でまず「婦人の選挙粛正協調日」の設定、第二に「婦人を対象としたビラの作成」そして最後に女性組織の「中堅幹部の講習会の開催」が決まり、5月12日の第二回東京府との話し合いで提案した。

第一、第二の取り組みは、女性たちの行う選挙への取り組みの定番であったが、第三の中堅幹部に対する講習会は初めての取り組みであった。5月21、22日の両日麹町公会堂で、講習会が開催された。府から林総務部長が府政概要を、前田多門が自治政の講演をした。同様の会が東京市の各区で開催し「婦人が多数参加し、府東京を驚かせた」。

選粛婦人聯合会は、6月3日を婦人の選挙粛正強調日と設定し、午後日比谷公会堂で選挙粛正婦人の集いを開催した。同集いには潮内内務大臣が出席し、選粛中央聯盟常務理事田沢義鋪が講演した。女性側から久布白落実、渡辺とめ、亀山倭子が意見発表をした。聴衆は、約2千人であった。

選挙日の前日には各区の選挙粛正婦人実行委員が婦人団体を動員して、ビラまきを行った。さらに投票日には、「投票はすみ了吗か」とかかれた白タスキをした隊を編成し、棄権防止活動を行った。<sup>67</sup>

選挙の結果は、投票率55%で民政党が第一党となり、無産派22名が

当選した。6月25日、選肅婦人聯盟は、府市当局を松本楼に招待し、反省会を開催し、将来も協力しあうことを決めた。

府会議員選挙の後は、11月20日に東京市の新市域20区の区会議員選挙が予定されていた。<sup>68</sup>選挙肅正婦人聯合会は、同選挙に向けて8月7日、東京市の区政課長谷川昇を招き区政の勉強を始めていた。東京市も11月5、6日、新区域の女性団体幹部を対象に講習会を開催し、市川たちは協力を要請された。

同様の講習会が区レベルでも行なわれ、市川と金子がそれぞれ10区ずつ担当し講演した。選挙前日恒例の街頭ピラマキには旧市域の女性100名が参加した。

### 東京愛市聯盟婦人部の立ちあげ

さらに翌1937年3月10日には、東京市の旧市域、15区の選挙が予定されていた。同選挙に際して東京市は徹底した選挙肅正運動を計画し、尾崎行雄、伊沢多善男、阪谷芳郎、一木善徳郎、堀切善次郎、永田秀次郎の元東京市長全員を提唱者として、「東京愛市聯盟」の結成が計画された。

選肅婦人聯合会は、選肅中央聯盟会からの連絡で東京愛市聯盟の結成を知らされた。1月11日、東京愛市聯盟の発起人会が開催された。発起人会後、選肅婦人聯合会は、東東京聯合婦人会を加え東京愛市聯盟と会合を持ち、直ちに東京愛市聯盟婦人部を結成した。同所で、実行委員長、吉岡弥生、幹事、金子しげりが任命され、市川等36名の常任委員を決定した。金子は選挙終了までの3カ月間、東京愛市聯盟の職員として働くこととなった。

1937年1月18日、日本青年館で結成大会が開催された。同会の参加者は魚屋、八百屋の組合、中小企業組合、そして婦選の女性たちであった。同会で堀切善次郎が会長に選ばれた。大会では、吉岡弥生が代

表であいさつし、午後女性たちは大会会場で愛市マークの販売、大会のピラまきを行った。<sup>69</sup>

1月20日、東京愛市聯盟婦人部は常任委員会を開催し東京愛市聯盟から割り当てられた3万円の運動資金をもとに、3月1日、日比谷公会堂で「婦人愛市の集い」、3月1日から7日まで日本橋白木屋で「婦人愛市展覧会」を開催する事を決定した。さらに各婦人団体が自発的に講演会、懇談会を開催し、映画や紙芝居を使用することが決まった。講演会には愛市聯盟婦人部より講師が派遣される事が決まった。こうした一連の活動はこの機会を利用して女性たちの公民教育を目指していた。

一方で東京市の選挙粛正にかける当初の意気込みは、中央政府の混乱の影響で腰砕け、実際に東京市中央選挙粛正実行委員会が招集されたのは、2月13日で選挙の約一カ月前であった。すでに愛市聯盟婦人部は1月20日、2月8日に常任委員会を開催し、ピラの内容を審議、決定していた。

ピラにはいつものように女の選んでほしい市会議員の条件が6項目、前回とほぼ同様の内容で掲げられていた。第一が、まじめに市民全体の利益、幸福のために働く人、第二は、贈収賄、瀆職罪、選挙違反などで刑に処せられたり、それらの嫌疑をうけたことの無い人、第三が有権者を金銭等で誘惑しない人、第四が市会で野次ったり、暴行したりせず、妾等を持たない品行方正な人、第五が遊郭、待合、芸妓屋を職業としない人、そして最後が教育、保険、社会事業等を真面目に考える人で、最後の項目はいつもの「女・子供の利益を考えてくれる人」からより明確に書かれていた。この時点ですでに母子保護法が制定され、女、子供の利益が教育、保険、社会事業等に特化されてきたためであった。

ピラの内容は2月23日の東京愛市聯盟の会合で、久布白が説明し了承を得た。しかし東京市会で、二番目の贈収賄等の嫌疑を受けたことの無い人と言う項目と第五番目の遊廓等を職業としない人の項目に



「一部有力筋から文句がでた」。さらに選挙粛正実行委員会で決めた、ポスター・立て看板の「愛市の候補、愛市の一票」の標語と、候補者の経歴、政策を書いた公報の発行にもクレームがついた。そのため市当局は公報の発行をやめ、ポスターの中味も変えてしまった。<sup>70</sup>

東京市はさらに、3月1日の「婦人愛市の集い」も愛市聯盟婦人部との共同主催を降りてしまった。しかし日比谷公会堂で開かれた婦人愛市の集いには、館東京府知事、牛塚東京市長、堀切愛市聯盟会長があいさつし、会場には約千五百名の人が集まった。

市川は『自伝』で、この東京愛市聯盟婦人部の活動を全く自主的な活動として、東京婦人市政浄化聯盟の後を継ぐものとしてスタートさせたと評価した。<sup>71</sup>

### (3) 母子保護法制定運動へのとりくみ

#### 母性保護法制定促進婦人聯盟の立ち上げ

準戦時期の反動的社会の価値に合わせて展開した婦選活動の中で、最も実質的達成のあったものが母性保護に関する運動であった。女性たちのその要求は、準戦時期最後の年、1937年3月20日、母子保護法として結実した。

1934（昭和9）年5月、獲得同盟は第10回総会で「議会に於ける輿論を婦選に向けしむる為、一般婦人問題、例へば母子扶助法案等のために努力すること」を決議し、7月、婦団聯委員会に母子扶助法制定の共同運動を提案した。すでに前年の全日本婦選大会でも決議されていたため、提案は婦団聯のそれぞれの組織に持ち帰り、団体の承認を得ることとなった。

7月18日母子扶助法懇談会が開催され、30団体の代表と個人60名が参加した。中央社会事業協会の高島巖が過去2年間新聞に掲載された親

子心中が560件であることを報告し、その原因の第一が生活苦であると指摘した。婦女新聞社社長の福島四郎と社会大衆婦人同盟の阿部静枝はこれまでの母子扶助法制定運動を説明した。同会で母子扶助法制定運動準備委員会が組織された。

7月27日、第一回準備委員会が開催され、従来の母子扶助法ではなく、より広く母性保護法にする事が決まった。さらに小委員会が設置され、法案と組織をそれぞれ検討することとなった。

9月29日、日比谷松本楼で組織会が開催され、婦人団体代表、社会事業家等100名が参集し母性保護法制定促進婦人聯盟（以下母性保護聯盟と略）が設立された。準備委員会の用意した規約、役員等が協議され委員長に山田わかが任命された。山田は夫の嘉吉が逝去し、その香典を運動資金として寄贈していた。副委員長、千本木道子、書記、金子しげりが選任され、常任委員に市川房枝も加わった。

直ちに第66臨時議会に向けて母子扶助法を衆議院に建議案、貴族院には請願の形で提出し、第67議会へは衆議院に法律案として提出することが決まった。しかし11月に開院した第66臨時議会は、同年東北地方を襲った大凶作を救済するための議事だけを取り上げることに決まり、用意していた請願、権議案を市川は、一夜「災害地に於ける母子保護に関する請願書」に書き換え、衆議院、貴族院の請願委員会に提出した。同請願は衆貴両院の請願委員会でそれぞれ採択された。

この時市川は、後に石原莞爾と石原の提起した東亜聯盟協会に深く関与する事になる、その橋渡しをした人物、当時村会議員であった淡谷悠藏（歌手淡谷のりこの父、戦後社会党議員）に出会い、彼から、凶作地青森県新城村の実情を聞いていた。

## 母子保護法の成立に向けて

1934年12月に開院した第67議会に対して母性保護聯盟は、「母子心

中防止対策樹立に関する建議案」を衆議院に、同請願を貴族院に作成した。同案は、①母子扶助法の制定、②民法の一部改正、③家事調停法の制定と家事調停裁判所の設定、さらに④母子ホームの建設の奨励・助成の4本柱で構成されていた。昭和不況と戦時状況下の貧困、家庭不和の激増に即応した総合的な社会制度改革のための要求が獲得同盟を中心とした婦団聯の女性組織、さらに卸売市場問題で活動を共にした団体そして社会事業団体から構成されていた女性たちの大同団結組織—母性保護聯盟から初めて提案された。

最終的に市川たちは衆議院議員の意見を取り入れ、民法改正は保留し、母子扶助法と母子ホームの助成を権議案で、家事調停法を法案として衆議院に提出した。

ここでも従来の婦選運動の戦略に則って議会への示威活動として、開期中の1935年2月16日、母性保護婦人聯盟は全国代表者会議を開催し、翌17日には第6回日本婦選大会が開催された。婦選大会は第67議会に対し「最小限度の要求として婦選諸案並に母性保護諸案、婦人労働立法の制定を迫る」と明記した決議文を採択し、市川と地方代表等が内務大臣、貴衆両院議長に手交した。

第67議会に民政党、政友会からそれぞれ提出された「母子ホームに関する建議案」「母子扶助法制定に関する建議案」は共に衆議院を可決したが、法案の形で提出した「家事調停評案」は衆議院本会義で審議未了となった。貴族院に請願の形で出された「母子ホーム」「母子扶助法」「家事調停裁判所設置」は、請願委員会、本会議でともに採択された。市川は「一度に全部採択とはまことにめずらしく」またこれら三つの請願を提案、説明してくれた岡部子爵と貴族院最大会派であった研究会の影響力の大きさに驚かされた。

4月19日、母性保護法制定促進婦人聯盟は、第一回全国婦人委員会を開催し、会の名前を母性保護聯盟と改称し、5月の第二日曜日の「万

国母の日」を母性保護デーと決めた。

36年3月組閣された広田弘毅内閣は、税制改革案の一貫として、社会政策として母子保護法を議会に提出することを決定した。郵便貯金の金利引き下げによって生じる増収を、健康保険施設、保健所、母子保護法の制定、救護法に廻すというものであった。それに先立ち母性保護聯盟は、穂積重遠を委員長とする特別委員会をたちあげ、片山哲らの援助を得て母子扶助法案を起草し政府に提出していた。

1937（昭和12）年1月、議会再開の直前総辞職した広田内閣の後をうけて林銑十郎内閣が組閣され、同内閣の下で政府案の母子保護法が提出され、衆議院、貴族院共に可決し、制定される運びとなった。政府案は当初、私生児を含めていなかったが聯盟の強い要求で含む事になった。しかし子供の年齢を15歳以下とする聯盟の要望は受け入れられず、13歳以下の子供を持つ母子が対象となった。

市川はこの運動があくまでも、婦選運動の延長線の活動であることを繰り返し強調していた。そして婦選団体の合同組織である婦団聯から母性保護聯盟が生まれた経緯が忘れ去られ、「母性保護聯盟自身ともすれば社会事業団体を志向する傾向のあるのを、私は警戒していた」と記している。

37年5月24日、母性保護聯盟は、第三回全国委員会を開催し、母子保護法の運営のため官民で母子保護協会を設立すること、家事調停法の制定運動を継続することを確認し、さらに働く女性の母性保護運動を進めることを決定した。

おわりに

—日本型ジェンダー・ポリティックスの創生に向けて

## 「政治は生活」—利益追求型男性政治に対峙するいま一つの政治のあり方

欧米社会で女性参政権運動は、19世紀後半急速な工業化によってもたらされた市民社会の円熟と共に進展した。日本の女性参政権（婦選）運動もまた、男子普通選挙が達成され「普選の次は婦選」といった民主化への機運が高まる中で誕生した。しかし婦選運動の場合、前号で指摘したように運動がひとつの頂点に達した時満州事変が勃発し、以後15年間戦時状況の中に、その命運を賭さざるを得なかった。

そうした日本の女性参政権運動に固有な歴史的條件は、特殊日本的なジェンダー・ポリティックス＝女性たちの政治的取り組みが婦選運動を通して生まれる契機となった。

そもそも男女平等の政治的権利を要求する婦選の主張は、軍ファシズムの跋扈する反動的社会の女性観に真っ向から対峙するものであった。特に徹底した男尊女卑の家制度を社会の基盤に置く戦前日本の国体は、戦時下にあって一層強化されていった。そうした状況を生き抜くため婦選運動は、男女同等の政治的権利の制度化を求める運動本来の目的を、反動的戦時社会の体制的価値に沿った形で組み替えていかざるを得なかった。

獲得同盟の総務理事として実質的に15年戦争期の婦選運動を牽引した市川は、反動的社会の女性観に合わせる形で生活者としての女性役割を浮き彫りにし、戦時社会における女性たちの有為性を主張した。そして女性たちの身の回りの生活領域の問題を市民的課題として取り上げ、公民権を持たない女性たちが自治体の政治へ関与する契機を作り上げていった。

準戦時期、婦選運動は、ゴミ問題、ガス料金値上げ問題、女中税—小市民税、卸売市場問題等々の生活関連の問題を運動領域に取り入れ、自治体と共闘して問題解決に取り組んでいった。そうした運動を通して婦選の女性たちは、「政治は生活」「政治はお台所を良くするもの」であり、生活者としての女性抜きに政治は行えないと主張していった。

準戦時期、婦選の女性たちが、生活関連の争点を運動課題とし、かつて活動を共にする事の無かった消費組合や、労働組合等様々な女性組織と共同で問題解決に取り組んだ事は、婦選組織を軸に広範囲な女性組織と草の根女性たちのネットワークが形成されたことを意味していた。そのネットワークは戦時期に入り、市川を初め婦選の女性たちが国民精神総動員聯盟の生活関連の国策委員に任命された時、政策立案のための情報提供や政策実施のノウハウ作りに大きく貢献することになった。またそうした女性たちの戦時期の活動は、戦後高度経済成長した社会の公害問題等、女性たちが生活領域の問題を通して政治に係わっていく起点となり、「政治は生活」が日本型ジェンダー・ポリティックスの一つの特質になった。それは戦後、55年体制の下で箱物行政を展開しつつけた自民党政権による利益追求型男性政治に対峙するいま一つの日本政治のあり方を表象するものに他ならない。

### **選挙・政治の浄化から理想選挙・金のかからない政治へ**

市川はまた、生活者として公的領域にかかわっていない女性たちは、政治、社会の汚濁にまみれていない純真な価値の持ち主であると主張し、未熟な市民社会を席卷した金権政治と選挙を浄化する役割を女性たちの社会的役割として婦選運動の重要な課題に押し上げていった。日本の女性参政権運動に固有のいま一つの取り組みである。かくして婦選の女性たちは、1930年の第二回目の衆議院男子普通選挙から選挙浄化に積極的に乗り出し、さらに選挙後の政治を監視するための市政

浄化聯盟のような組織を立ち上げていった。

もとより伝統的社会の女性観は、育児を担うものとして女性たちを純真で道徳的であると捉えており、女性たちの選挙・政治浄化活動は、高い社会的認知を受けることとなった。その認知は政府が選挙粛正に乗り出した時、半官半民の選挙粛正聯盟の理事に市川をはじめ複数の女性たちを任命し、各都道府県に設置された委員会に多数の女性委員を組み入れる事に貢献した。また同聯盟の男性中堅官僚たちは、選挙粛正運動を通して婦選の女性たちの能力を評価し、それは、戦時期に国民精神総動員聯盟（精動聯盟と略）が組織された時、市川たち婦選の女性たちを多数精動聯盟の国策委員に任命されることに繋がっていた。

準戦時期婦選の女性たちが衆議院や地方自治体の選挙で取り組んだ金権選挙をなくすための試みは、戦後「出たい人より出したい人」を標榜する理想選挙に結実した。出したい候補者を支持するボランティアが選挙活動や寄付金を出し、候補者には金銭的負担をかけないその選挙方法は、生前市川が立候補した全ての選挙で行われた。と同時にその選挙方法は、財政的基盤を持たない女性たちが選挙に立候補し選挙活動を行う事を可能にした。また「醜類を選ぶな」というキャッチワードのもとで、汚職で逮捕されたり、嫌疑のかけられた人を有権者に知らせる方法は、ダグラス・グラマン疑獄やロッキード疑獄等戦後一連の疑獄事件にかかわった政治家の再選を阻むことに貢献した。

## 平和の希求

前号で検証したように準戦時期市川は、戦時体制に合わせる形で婦選の論理を組み替え、新しい活動領域を開発する一方で、同時期を通して非戦の立場から政府の戦争拡大方針に反対し、中国大陸での戦争の早期解決を主張していた。そうした立場から市川は、反軍拡予算、

さらには反ファシズムの主張を展開し、全日本婦選大会での決議等を通して、その主張がまた婦選の女性たちの主張でもあることを表現していった。

女性たちは日常生活を破壊し、子どもを戦場に送らざるを得ない戦争に反対する平和志向な人々であると、市川は確信していた。そしてその確信を基に、平和構築の一手段として戦争当事国の日中女性たちの連携を模索し続けた。さらに国際関係が緊迫する中で、太平洋沿岸諸国の女性たちが参加し開催された汎太平洋婦人会議を通して、国際的女性たちの連携による平和の模索を試みていた。

準戦時期、獲得同盟の機関誌『婦選』は反戦、反ファシズムの立場を貫き、政府の「支那膺懲」路線から離れた中国情報を提供し、可能な限りの「軍部」批判を展開していた。

1933（昭和8）年新年号は、ロマン・ローランの「戦争反対動員の檄」を全文掲載した。それはまさに市川をはじめ婦選の女性たちの想いが表現されているものであった。<sup>72</sup>

戦争は近づく。戦争は凡ゆる方面から近づきつゝある。戦争は全民族の脅威だ。・・・

・・・戦争の何たるを問はず、その原因の何たるかを問はず、その脅威を蒙る者の何人たるを問はず、我等が望むところは、戦争反対の濤々たる輿論を捲き起こす事である。・・・憎悪すべき戦争の煽動者、虐殺によつて不当の暴利を掴まんとするもの、軍需品製造者、大砲販売人、彼等に操縦さるゝ煽動者、下劣なる新聞記者、血の海に餌を漁るが如き奴輩すべてを制圧せしむべきである。

戦争を防壓せよ！



## 体制へ絡みとられの契機と自主性の維持の確認

準戦時期、婦選の女性たちが、生活領域の問題を婦選運動に組み入れていったことは、男女平等の政治的権利の獲得という婦選本来の目的を放棄したことを意味しない。実際、準戦時期に開催された5回の全日本婦選大会を通して、市川たちは一貫して婦選の即時貫徹を要求していた。

彼女たちは、社会が危機的になった今だからこそ、女性たちの力が必要であり、そのためには参政権を女性たちに与えるべきであると主張した。しかし現実には法案を議会上程して、説明してくれる議員を見つけること自体が困難であった。その結果準戦時期、参政権、公民権、結社権のいわゆる婦選三案を一括議会上程できたことは一度もなかった。

準戦時期に開催された生活関連の婦選活動や選挙と政治革新運動は、政治的権利の要求が困難となった社会状況で、社会の容認する価値に沿って女性たちの意志と利益を政治に反映させることを意図していた事に他ならない。しかし現実にはそうした活動は、婦選3案の議会上程とは異なり、自治体や政府との共闘を意味し、それは戦争を遂行する政府に絡みとられる危険性を内在させていた。その好個の列が1935年8月の選挙粛正婦人聯合会の立ち上げであり同会は、婦選を主張しないことを条件に、政府の起こした選挙粛正運動に加わった。

しかし市川たちは、そうした政府や自治体との共闘が目的を達成するための自主的選択であると主張した。盧溝橋事件半年前の1937年1月に開催された第7回全日本婦選大会で市川たちは、一方で婦選の即時貫徹を要求し、そのための協力を誓い、他方で「政府当局乃至はその主張を同じうする団体との協力は望ましきも、飽迄自立的立場をとり、徒らにその利用に甘んずるを戒むること」を「申し合わせ」とし、自主的団体としての婦選の矜持を正していた。<sup>73</sup>

- 1「瓦斯値下げ問題の真相」、『婦選』昭和4年5月、3頁。
- 2市会委員会「瓦斯値下げに戦ふ東京の婦人—ガス問題その後の経過」『婦選』昭和4年6月、5頁。
- 3婦選獲得同盟「ガス値下げ問題に関する声明書」、マイクロ020。
- 4「ガス問題婦人団体協議会議事内容」、マイクロ020。  
やすとみ、淑子「ガスを値下げせよと一街頭に進出一巷の触感」『婦選』昭和4年6月、9頁。
- 5「ガス料金供託をすすめる心得、供託運動について」マイクロ020。  
東京市会委員会「ガス料金供託同盟組織さる—ガス問題その後の経過」『婦選』昭和4年7月、8頁。
- 6東京市会委員会「ガス問題の其後の経過」『婦選』昭和4年8月、3頁。
- 7「婦人市政浄化運動協議会結成及び決議（昭和8年3月4日）について」マイクロ051。
- 8「牛塚新市長に対する要求書」（昭和8年5月11日）マイクロ051。  
「牛塚新市長に対する婦人市政浄化聯盟の要求書」（昭和8年5月11日）マイクロ002。  
「牛塚新市長に会見—要求書を手交」『婦選』昭和8年6月、16頁。
- 9「婦人市政浄化聯盟の塵芥処理場見学」『婦選ニュース』（昭和8年5月12日）マイクロ002。  
当世女藤栗毛「ごみ焼き場見学」『婦選』昭和8年6月、30～33頁。
- 10「塵芥問題懇談会（5月22日）通知」マイクロ052。  
「塵芥問題懇談会開催—宮川保健局長を招いて」『婦選』昭和8年6月、17頁。
- 11「塵芥問題に対する声明書発表」『婦人市政浄化聯盟ニュース』（昭和8年5月23日）マイクロ002。
- 12東京支部長「本部・支部の懇談会及常任幹事会報告」（昭和8年6月14日）マイクロ002。
- 13「お春さんの夢」（ゴミ問題の自作自演劇）台本、東京婦人市政浄化聯盟（昭和8年7月）マイクロ052。
- 14市川房枝『自伝』,318頁。
- 15「市政浄化聯盟のごみの運動」『婦選』昭和8年10月、23～24頁。  
映画「塵も積もれば」試写会（昭和8年5月23日）マイクロ052。
- 16『自伝』、320頁。
- 17「トップを切つた婦人市政浄化聯盟」『婦選』昭和9年2月、20頁。
- 18「小市民税・女中税に反対する会決議」（昭和9年1月18日）マイクロ052。  
「十六婦人団体の反対決議」『婦選』昭和9年2月、21頁。
- 19『自伝』320頁。
- 20「小市民税・女中税反対婦人団体協議会結成について（決議）」（昭和9年1月30日）

準戦時体制下の市川房枝

- マイクロ052。  
「男子側の運動と連携」『婦選』昭和9年2月23頁。  
「小市民税反対の運動」『婦選』昭和9年3月36～37頁。  
21「小市民税・女中税反対婦人大演説会（昭和9年2月18日）」ピラ マイクロ052。  
22『自伝』323頁。  
23「中央卸売市場問題懇談会」『婦選』昭和8年1月、74頁。  
24城東妙子「卸売市場の単複問題とは？—婦人団体のこれに対する運動」『婦選』昭和7年2月、37頁。  
25「同掲論文」  
26「中央卸売市場問題協議会の運動」『婦選』昭和8年10月、26～27頁。  
27聯合運動レポート「市場の運動 その後」『婦選』昭和8年12月、38頁。  
28「同掲レポート」38～39頁。  
29『自伝』329頁。  
30「市場の運動 その後」39頁。  
31「十二婦人団体の要求実現—中央卸売市場複数仮制決定」『婦選』昭和9年1月、38～39頁。  
32「婦人側の要求貫徹—中央卸売市場は複数と決定」『婦選』昭和9年3月、36頁。  
33「中央卸売市場問題に対する今後の運動」『婦選』昭和9年4月、38頁。  
34「中央卸売市場問題再燃—婦人団体再び起つ」『婦選』昭和10年9月、10頁。  
35『自伝』400頁。  
36菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動—模索と葛藤の政治史』278頁。  
37「東京市会の解散」『婦選』昭和4年1月、2頁。  
38「選挙獲得同盟東京市会選挙に起つ—東京市会選挙に対する声明書」『婦選』昭和4年1月、7頁。  
39「市会選挙に対する同盟の活動」『婦選』昭和4年2月、6～7頁。  
40「東京市会選挙に対する獲得同盟の活動」『婦選』昭和4年3月、2～3頁。  
41「対市議選挙応援報告」『婦選』昭和4年4月、5頁。  
42「東京市会選挙に対する獲得同盟の活動〈三〉」『婦選』昭和4年4月、4頁。  
43「主張—対市議選挙戦の勝利」『婦選』昭和4年4月、1頁。  
44『自伝』310頁。  
45「東京婦人市政浄化聯盟成る—大東京市会選挙に」『婦選』昭和8年3月、21頁。  
46「第東京市会選挙に於ける東京婦人市政浄化聯盟の活動」『婦選』昭和8年4月、11～21頁。  
47「その後の婦人市政浄化聯盟—東京都制案に反対決議」『婦選』昭和8年4月、25頁。  
48「婦選団体聯合委員会成る」『婦選』昭和7年2月、18頁。  
49市川房枝『朝日新聞』昭和7年2月13日。

- 50『自伝』371頁。
- 51「婦人界展望—選挙肅正聯盟婦人参加を求む」『婦選』昭和10年7月、16頁。  
「選挙肅正とは」『婦選』昭和10年7月、29～32頁。
- 52『自伝』371頁。
- 53「婦選団体聯合委員会起つ—後援団体を招いて懇談」『婦選』昭和10年8月、21頁。
- 54「選挙肅正中央聯盟と婦選」『婦選』昭和10年9月、4頁。
- 55『婦選』昭和10年9月、15～18頁。
- 56『自伝』376頁。
- 57『自伝』377頁。
- 58『女性展望』昭和11年1月、22頁。
- 59「選挙運動第二期に婦人の意気昂る—第一期運動の成功認めらる—」『女性展望』昭和11年1月、24頁。
- 60『自伝』382頁。
- 61中島明子「総選挙と其の結果」『女性展望』昭和11年3月、15頁。
- 62「選挙肅正運動と婦人」『女性展望』昭和11年2月、3頁。
- 63平林たい子「婦人運動を傍観して」『女性展望』昭和11年4月、9頁。
- 64『女性展望』昭和11年2月
- 65市川房枝「私の頁」『女性展望』昭和11年4月、13頁。
- 66「東京府市も選挙に婦人の力を」『女性展望』昭和11年5月、16頁。  
「府と市が選挙を婦人に」『女性市民 第一号』昭和11年5月、2頁。
- 67婦人界展望「東京府会の婦人選挙運動」『女性展望』昭和11年7月、18～19頁。
- 68東京市、1932（7）年に周辺82町村を20区として編入
- 69婦人界展望「東京市会選挙に婦人愛市団体結成」『女性展望』昭和12年2月、16～17頁。
- 70『自伝』416頁。
- 71『自伝』415頁。
- 72ロマン・ローラン「戦争反対動員の檄」『婦選』昭和8年1月、60頁。
- 73「第7回全日本婦選大会の記」『女性展望』昭和12年2月、7頁。

## The Wartime Activities of Fusae Ichikawa: A Reappraisal

SHINDO Kumiko, Ph. D.  
Professor, Faculty of Social Sciences,  
Toyo Eiwa University

This paper sheds light on two aspects of the civil activity of the women's suffrage movement led by Fusae Ichikawa in wartime Japan.

As has been pointed out in a previous paper, after the Manchurian Incident of 1931, military totalitarianism swiftly penetrated almost every corner of people's lives. Under such circumstances, women suffragists could no longer demand political rights equal to those of men. In the highly conservative society, the only areas in which women were allowed to engage in social activities were life-related ones. Moreover, the government urgently asked women to pursue economies in their daily lives in order to support its war goals.

Ichikawa was quick to grasp the wartime atmosphere. She picked up new issues relating to the price of gas, to daily foods and to garbage collection, along with the demand for political rights. By making these new issues major targets of the women's political movement, Ichikawa succeeded in popularizing it by politicizing ordinary women other than women suffragists. This paper delineates the ways in which women's wartime experiences contributed to the making of postwar gender politics in Japan.

Fusae Ichikawa also incorporated into the movement activities aimed at purifying the corruption of the general elections in which men had universal suffrage. Because of the immaturity of prewar civil society, men voters were not sufficiently civilized and buying votes and abstention were common. Again, Fusae Ichikawa turned this situation into a good opportunity to get women involved in politics. Since women were traditionally considered as moral creatures compared to men, their activities were not only accepted by the society but also convinced men of women's political capacities. Out of these experiences, Fusae Ichikawa worked out the ideal pattern for the general elections held after the war.